3 大気関係

3-(1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準 (環境基準) として定められている。

環境基準

界児 基年													
物質名		環		境		基			進				
(告示年月日)	環境上の条件				成其					測	定	法	
		7.11. July	(C)	_ (王	<u> アロコ</u>	<u> </u>	寸 -	- 171 -) 1.5).). IEE
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値	維持	2117	又は	早則 と	1 6	5年	以内	にお	俗似导	電学	法义	は祭
(S48. 5. 16)	が 0.04ppm 以下であり,	いて	達成さ	されん	るよう	うに努	める	もの	とす	外線蛍	光法		
	かつ, 1時間値が	る。											
	0.1ppm 以下であるこ	000											
	と。	, ,	, .				, .		- /-				
一酸化炭素	1時間値の1日平均値	維持	される	又は!	早期に	_達成	され	るよ	う努	非分散	型赤:	外分	析計
(S48. 5. 8)	が 10ppm 以下であり,か	める	ものと	ーする	5.					を用いん	る方法	夫	
(213.3.3)	つ, 1時間値の8時		0 - 0	- / (D 0					2/13	W / J		
	間平均値が 20ppm 以下												
	であること。												
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	維持	される	スは!	早期に	_達成	され	るよ	う努	濾過捕	集に	よる	重量
(S48. 5. 8)	が 0.10mg/m ³ 以下であ	める	402	ーする	5-					濃度測			
(510.0.0)	り, かつ, 1時間値が	1 2	0 -> 0	- / (0					の方法	ノフト	5	測定
	0.20mg/m以下であるこ									された	黒悪	(展) 及	と直
	と。									線的な			
										量が得	られ	る光	散乱
										法, 庄			
										しくは	电べ	り始	四四
												グ形	1)X 4X
										法			
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以	維持	される	スは!	早期に	2達成	され	るよ	う努	中性ヨ	ウ化	カリ	ウム
(S48. 5. 8)	下であること。		ものと			,,,				溶液を	角い	ス協	₩ ₩
(540. 5. 6)	1 (0) 5 - 2 - 6	(V) .	0 0 0	- 7 °	٥ لم					度法若			
										及伍伯		、 (み)	电里
										法,紫	外線	妙収	公 人
										はエチ	レン	を用	いる
										化学発	光法		
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	1	1 時間	明値(D 1 F	1 亚长	値が	3 0 0	6nnm			諸憲	を田
(S53, 7, 11)	が 0.04ppm から 0.06ppm		超える										
(333. 7. 11)	ナベのジ 、 中フはフ	2		ᄾᆉᅜ	$\mathbf{x} \subset \alpha$		13.74	イヤマ	同じ				
	までのゾーン内又はそ	(0)	1月平	H1311	<u>₽</u> 0.(oppm	か迫	対と	れる	オゾン	ど川	(1,0)	化子
	れ以下であること。	ょ	う努め	りるす	らのと	し,・	その	達成	期間	発光法			
		は	原則と	- しっ	て 7 年	以内	とす	る。					
		2	1時間	明値の	カ 1 F	平长	値カ	š ŏ o	4nnm				
			5 0.										
			域にも										
		_	ン内に	こおし	いて,	現状	程度	の水	準を				
		維	持し,	VΙ	はこ お	しを大	きく	上回	るこ				
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	のない	17	ことタ	いかえ	t o	レチ	z –				
			環境基										
		た	め, 作	直別 🤄	光生 源	見に対	する	排出	規制				
		の	ほか,	各和	重の旅	₫策を	総合	的か	つ有				
		効	適切に	こ誰っ	ドるも	のと	する	_					
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μ g/m³	維持	される	717	1 1 1 1 1 1	を記して	奴み	スも	のト	濾過捕	隹ルァ	トス	哲書
				~ 1 d -	一別月	トングィー	JJ (V)	(a b)	V) C				
(H21. 9. 9)	以下であり、かつ、1	する	0							濃度測	正力:	広 又	イナー
	日平均値が 35 μ g/m³以									の方法	によ	って	測定
	下であること。									された	質量:	濃度	と等
										価な値			
										認めら	かる	白新	測を
										恥めり	aしる マー	口 勁	侧化
										器によん	る万₹	大	

[備 考]

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸 化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、窒素酸化物を除く。)をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる 分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 この環境基準は、工業用専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用
- しない。

昭和48年5月8日環境庁告示第25号(一酸化炭素,浮遊粒子状物質,光化学オキシダント)

昭和48年5月16日環境庁告示第35号(二酸化硫黄)

昭和53年7月11日環境庁告示第38号(二酸化窒素)

平成21年9月9日環境省告示第33号(微小粒子状物質)

3-(2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	測 定 方 法
ベンゼン	1年平均値が 3μg/m³以下で	キャニスター若しくは捕集管により採取した試
	あること。	料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定
トリクロロエチレン	1年平均値が 130μg/m³以下	する方法又はこれと同等以上の性能を有すると
	であること。	認められる方法。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 200 μ g/m³以下	
	であること。	
	1 年平均値が 150 μ g/m³以下	
ジクロロメタン	であること。	

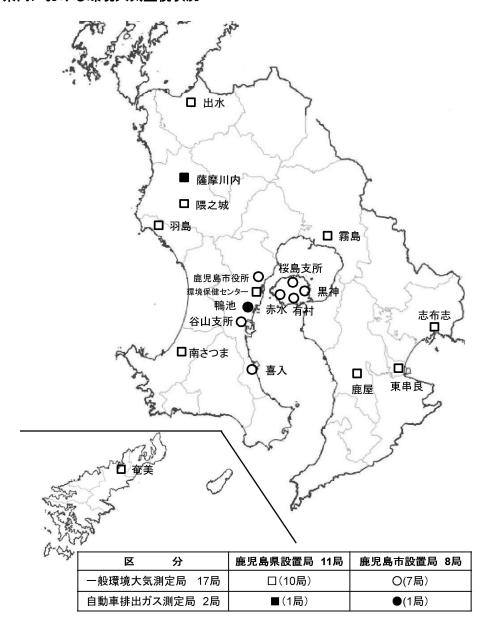
[備考]

1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

平成9年2月4日環境庁告示第4号(ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン) 平成13年4月20日環境省告示第30号(ジクロロメタン) 平成30年11月19日環境省告示第100号(トリクロロエチレン)

2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3-(3) 県内における環境大気監視状況



3-(4) 硫黄酸化物の排出基準 (K値規制)

(令和6年3月末現在)

K値 地 域 11.5 別記 1 14.5 別記2 17.5 その他

の間適用を猶予する

薩摩川内市のうち, 旧川内市の区域 ※ 別記1

別記2 鹿児島市のうち旧吉田町、旧桜島町、旧喜入町、旧郡山町及び旧松元町の区域を除く区域

3

3	— (5)	ばいじんの排出基準(一部	のみ抜粋)		(単位:g/N m³)
	令別表 第1の 番	施 設 の 種 類	規 模	排 出基準値	附 則
	留 万	ボイラー(ガスを専焼させる もの)	排出ガス量4万N㎡/h以上 排出ガス量4万N㎡/h未満	0. 05 0. 10	
		ボイラー(重油その他の液体燃料を専焼並びにガス及び液	排出ガス量 20 万 N m²/h 以上 排出ガス量 4 万~20 万 N m²/h 未満	0. 05 0. 15	既設は当分の間 0.07 既設は当分の間 0.18
	1	体燃料を混焼させるもの) ボイラー (紙パルプの製造に	排出ガス量1万~4万N㎡/h 未満 排出ガス量1万N㎡/h 未満 排出ガス量20万N㎡/h 以上	0. 25 0. 30 0. 15	既設は当分の間 0.20
		伴い発生する黒液を専焼並びに混焼させるもの)	排出ガス量4万~20万N㎡/h未満 排出ガス量4万N㎡/h未満	0. 25 0. 30	既設は当分の間 0.35
		ボイラー(前各項に掲げるもの, 石炭を燃焼させるもの及び触媒再生塔に附属するもの以外のもの)	排出ガス量4万N㎡/h以上 排出ガス量4万N㎡/h未満	0.30	既設は当分の間 0.40
	2	ガス発生炉		0.05	
		-	排出ガス量4万N㎡/h以上	0.10	
	5	溶解炉	排出ガス量4万N㎡/h未満	0. 20	既設のアルミニウムの地金・ 合金の製造又は再生 用の反射炉は当分の 間 0.30
		焼成炉(石灰焼成炉に限り土中 釜)		0.40	[H] 0.00
		焼成炉(土中釜以外の石灰焼 成炉)		0.30	
	9	焼成炉 (セメント製造用に供するもの)		0.10	
		焼成炉(耐火レンガ又は耐火 物原料の製造の用に供するも の)	排出ガス量4万N㎡/h以上 排出ガス量4万N㎡/h未満	0. 10	
		焼成炉 (前各項以外のもの)	排出ガス量4万N㎡/h以上	0. 15	
		乾燥炉(骨材乾燥炉)	排出ガス量4万N㎡/h 未満	0. 25	 2万N㎡/h 未満の既
	11	乾燥炉(前項以外のもの)		0. 30	設は当分の間 0.60
			排出ガス量4万N㎡/h以上 排出ガス量4万N㎡/h未満	0.20	既設は当分の間1万〜4万N㎡/ 0.30,1万 N ㎡/h 未満 0.35
		電気炉(珪素含有率 40%以上の合金鉄製造用)		0.20	
	12	電気炉(珪素含有率 40%未満 の合金鉄,カーバイト製造用)		0.15	
		電気炉 (前各項以外のもの)		0.10	既設は当分の間 0.08
	13	廃棄物焼却炉	焼却能力が 4000kg/h 以上 焼却能力が 2000~4000kg/h 未 満	0.04	既設は当分の間 0.15
		18 4	焼却能力が 2000kg/h 未満	0.15	既設は当分の間 0.25
	29	ガスタービン		0.05	S63.1.31 以前に設置
	30	ディーゼル機関		0.10	された施設及び非常用施設には当分の間適用を猶予する
	31	ガス機関		0.05	非常用施設には当分

既設とは、昭和57年6月1日において現に設置されている施設をいう。ただし、廃棄物焼却炉につい ては、平成10年7月1日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含 む。)をいう。

^{※2} 廃棄物焼却炉において、既設については平成12年4月1日から施行する。

^{※3} 小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう。)を 専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間適用しない。

3-(6) 有害物質(塩化水素)の排出基準(一部のみ抜粋)

施設の種類	規 模	排出基準値
廃棄物焼却炉	火格子面積 2 ㎡以上 又は焼却能力 200kg/h 以上	700mg/N m³

一(7) 有害物	物質(窒素酸化物)の	排出基準 (一部のみ抜粋		(単位:ppm)
施設の種類	排出ガス量	設 置 区 分	排 出 基 準 値	備考
	50 万 N ㎡/h 以上	S50. 12. 9 以前	180	S48.8.9 以前設置の施設に ついては, S55.5.1 から基準 値 に 改定 230→180ppm
		S50. 12. 10~S52. 6. 17	150	
		S52. 6. 18. 以降	130	 S55.5.1 から基準値改定
ボイラー	50 万 N m³/h 未満	S48. 8. 9 以前	190	555. 5. 1 から基準値以正 230→190ppm
	10 万 N m³/h 以上	S48. 8. 10~S50. 12. 9	180	
		S50. 12. 10 以降	150	
(液体燃料)	10 万 N m³/h 未満	S48. 8. 9 以前	190	S55.12.1から適用
(1)211/3/01/17	4万 N m³/h 以上	S48. 8. 10~S50. 12. 9	180	
		S50. 12. 10 以降	150	
	4万 N m³/h 未満	S50. 12. 9 以前	230	S55.5.1 から適用
	1万N㎡/h以上	S50. 12. 10 以降	150	
	1万 N m³/h 未満	S52.9.9以前	250	S55. 5. 10 から適用
	5千N㎡/h以上	S52. 9. 10 以降	180	
	5 千 N ㎡/h 未満	S52.9.9以前	250	S59.8.10 から適用
	O N III/ II / N III	S52. 9. 10 以降	180	
乾燥炉	すべて	S54. 8. 9 以前	250	S57.8.10 から適用
+ 4 / / * //	^	S54. 8. 10 以降	230	
廃 乗 物 焼 却 炉	連続炉以外のものに あっては排ガス量が 4万N㎡/h以上のもの	S52. 6. 18 以降	250	
	4.5万N m³/h 以上	S63. 2. 1 以降	70	ガラ 声体)ヶ阳フ
	4 F 下 N3 /L 土油	S63. 2. 1 以降 H1. 7. 31 以前	90	ガス専焼に限る。 非常用を除く。
	4.5万Nm³/h未満	H1.8.1以降	70	乔币州で防へ。
ガス	4.5万N m³/h 以上	S63. 2. 1 以降 H3. 1. 31 以前	100	
ガ ス タービン		H3. 2. 1 以降	70	
	4.5万Nm³/h未満	S63. 2. 1 以降 H1. 7. 31 以前	120	液体燃料に限る。
		H1. 8. 1 以降 H3. 1. 31 以前	100	非常用を除く。
		H3. 2. 1 以降	70	1
		S63. 2. 1 以降 H1. 7. 31 以前	1600	
テ゛ィーセ゛ル		H1. 8. 1 以降 H3. 1. 31 以前	1400	
機関		H3. 2. 1 以降	1200	非常用を除く。
	シリンタ、一内径 400mm 未満		950	1
※1 熱源とし	て電気を使用するものを		1	

- ※1 熱源として電気を使用するものを除く。 ※2 昭和 52 年 9 月 9 日までに設置の工事が着手された排出ガス量が 5 千 N \mathbf{m}^3/\mathbf{h} 未満の過負荷燃焼型ボイラーは当 分の間適用しない。
- ※3 小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう。)を専焼させるも の並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間適用しない。

3-(8) 水銀の排出基準 (一部のみ抜粋)

施設の種類		排出基準値 (μg/N m³)		
72 BX 7 E79X	772	新規施設	既存施設	
	火格子面積 2 m²以上			
(一般廃棄物,産業廃棄物,		30	50	
下水道汚泥焼却炉)	又は焼却能力 200kg/h 以上			

3-(9) 自動車排出ガス規制

中央環境審議会答申	答申の概要及び規制内容等
平成8年答申	・ 二輪車に対する規制の実施 ・ 平成 12 年からガソリン中のベンゼンの許容限度を 1 %に強化
平成9年答申	・ ガソリン・LPG車に対する規制強化 (平成12年~14年規制として実施)
(第2次答申) 平成10年答申	・ ディーゼル車の排出ガス規制強化
(第3次答申)	(新短期規制(平成 14~16 年),新長期規制(平成 19 年を目途)の二段階に 分けて実施)
平成 12 年答申 (第 4 次答申)	・ ディーゼル車の排出ガスの規制強化について新長期規制を第3次答申から 2年前倒し
平成 14 年答申	・ 平成 16 年 12 月から軽油中の硫黄分の許容限度を 0.05%から 0.005%に強化 ・ ディーゼル車の新長期目標値が示され、粒子状物質や窒素酸化物について
(第5次答申)	大幅に削減 ・ ガソリン車についても新長期目標値〔平成 17 年(軽貨物車については平成
	19年)〕が示される。 ・ 平成 16年 12月からガソリン中の硫黄分の許容限度を 0.01%から 0.005%に 強化
平成 17 年答申	・ 自動車排出ガス量の許容限度を見直し, ディーゼル車の「2009 年目標」を 定
(第8次答申)	め,ガソリン車と同じ水準の排出ガス規制を導入 ・ 「粒子状物質(PM)フリー化」を目指し,PMについて大幅に低減(未規 制
	時に比べ 99%削減) ・ 大型トラックのガソリン車とディーゼル車は同じ規制値を導入し,窒素酸 化物について大幅に削減
平成 20 年答申	・ ディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策として、後処理装置の装着を前
(第9次答申)	提とした P M, N O x の規制強化を実施 • 2009 年目標から、使用過程時における P M の確認方法をオパシメータによ
	るものに変更 ・ 4モード黒煙試験の廃止
平成 22 年答申 (第 10 次答申)	・ ディーゼル重量車の排出ガス低減対策として,現行の排出ガス試験サイクル (JE05 モード)を WHTC に変更
(37 10)(41 11)	・ エンジン冷間時(コールドスタート)排出ガス試験の導入
	・ 燃料蒸発ガス低減対策として,ガソリンにバイオエタノールを混合した「E10」の普及
平成 24 年答申 (第 11 次答申)	・ 二輪車の排出ガス低減対策として、排気管排出ガス許容限度目標値を現行規制より3~6割低減するとともに、排出ガス試験サイクルを世界統一試験サイクル WLTC に変更
	・ 燃料蒸発ガスへの規制を導入し、車載式故障診断 (OBD) システムの装備を 義務付け
	・ ディーゼル重量車の排出ガス低減対策として、排出ガスを悪化させる制御 (ディフィートストラテジー)の適用を禁止
	・ ディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策として、黒煙試験を廃止するとともに、使用過程での黒煙測定方法を従来の黒煙汚染度測定器からオパシメ
	ーターに変更 ・ ブローバイガスの大気開放を原則禁止
五子 07 左於由	・ 認証時の試験測定モードに RMC を追加
平成 27 年答申 (第 12 次答申)	・ 自動車排出ガス低減対策として,乗用車等の排出ガス試験サイクルについて,現行の排出ガス試験サイクル(JC08 モード)を,世界統一試験サイクルWLTC(超高速フェーズを除く)に変更
	・ 排出ガス試験について,現行のコールドスタート (25%) 及びホットスター
	ト(75%)の両方による評価を,コールドスタート(100%)のみで評価する よう世界基準 (WLTP-gtr)の内容を適用
	・ 排出ガス試験サイグル変更に伴う排気管排出ガス許容限度目標値の見直し (車種により平成30年または31年末までに適用)
	・ ディーゼル重量車のブローバイガス対策として,世界統一基準(WHDC-gtr)│
	と同様,条件付きでブローバイガスの大気開放を許容 (平成 28 年~30 年までに適用)
平成 29 年答申 (第 13 次答申)	・ 大気環境保全及び国際基準調和を目的として,炭化水素や窒素酸化物等の 規制値の強化m耐久走行距離の延長,高度な車載式故障診断システム (OBDI I) の導入等
	・ ストイキ直噴車 (三元触媒が利用できる理論空燃費で燃焼する方式の筒内 直噴射ガソリンエンジン搭載車) に対し,ディーゼル車等と同等の PM 規制を
	導入 ・ 燃料小売業界の自主的取組により,給油所側における対策(Stage2)の導入
	を促進するとともに,駐車時の燃料蒸発ガス対策として,駐車試験日数を延長 する等自動車への規制を強化
	(平成 32 年から適用開始)